

基本理念, 基本原則, 体系図(前回)



基本理念, 基本原則, 体系図(再修正後)

基本理念

- 第4条 本市におけるまちづくりの基本理念は、次のとおりとする。
- (1) まちづくりは、市民等がより一層生き生きと活躍できるまちを目指すことを基本とする。
 - (2) まちづくりは、市民の支え合いによって、より一層安心して暮らせるまちを目指すことを基本とする。
 - (3) まちづくりは、地域資源を生かし、将来にわたって活力があり、住み続けられるまちを目指すことを基本とする。
 - (4) まちづくりは、北北海道の拠点都市としての機能の発揮及び充実を目指すことを基本とする。

基本原則

- 第5条 次の各号に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを推進する。
- (1) 市民参加のまちづくり 市民等及び市は、まちづくりに関する情報を共有し、市民参加と協働によるまちづくりを推進するとともに、市民の自主性を生かしたまちづくりを推進すること。
 - (2) 地域におけるまちづくり 市民等及び市は、地域の特徴や自主性を生かしながら相互にまちづくりを推進すること。
 - (3) 健全な市政運営によるまちづくり 市は、総合的かつ計画的に健全な市政を推進すること。

基本理念

- 第4条 本市におけるまちづくりの基本理念は、次のとおりとする。
- (1) 市民等が生き生きと活躍できるまちづくり
 - (2) 市民等が支え合って暮らせるまちづくり
 - (3) 地域資源を生かし、将来にわたって活力があり、住み続けられるまちづくり
 - (4) 北北海道における拠点性を生かしたまちづくり

基本原則

- 第5条 本市におけるまちづくりの基本原則は、次のとおりとする。
- (1) 市民主体の原則 市民等及び市が、まちづくりに関する情報を共有し、市民参加と協働による市民主体のまちづくりを推進すること。
 - (2) 地域主体の原則 市民等及び市が、地域のつながり及びの特性を生かし地域主体のまちづくりを推進すること。
 - (3) 健全な市政運営の原則 市が、総合的かつ計画的に健全な市政を推進すること。

基本条例の体系図(修正後)

